

山寅吉は通洞支部を訪問し、廿五日本山城崎座に開かるべき三山聯合役員大會に就て協議せり。

▽運動方針の討議

三月廿五日午後六時より本山城崎座に於て、三山聯合役員大會開催さる。朝來糠の如き雪しきりなりしが、薄暮に到りて益々しげし。此日の役員大會は、既に各支部とも會員の一般投票に依り、會社に要求提出の件を決せる後なれば、戦ふべきや否やを定むるの要なく、如何に有効に戦ふべきやの方途を按ずれば足れり。雪を蹴て集るもの幹部、非幹部ともに約四百、左の如く決議したり。

- 一、本部と打合せのこと、聯合會代表高梨理事、坑夫組合代表片山幹事上京に決定
- 二、臨時運動本部設置の件（三山聯合労働条件改善運動本部の名の下に通洞支部内に之を置くに決定）
- 三、運動基金積立の件（各支部とも會員一名一圓宛の割合を以て先づ第一回の醜金をなし運動本部に納入積立つることに決定す）
- 四、積立金の納入は何時迄に納入すべきや如何の件（三月二十八日までには納入、精錬部に於ては特殊の事情よりして三十日までには納入することに決定す）
- 五、運動基金寄附金處理の件（寄附金丈は各支部に積立て置き、臨時醜金をなすべき際臨時醜出し得べきことに決定）
- 六、運動基金徵收済の中（會員一名金三圓宛徵收）運動本部へ第一回納入したる殘金處理の件（各支部に積立て置き必要に依り第二回又は第三回の醜金をなすことに決定）
- 七、會計係（運動本部に於ける）選定の件（理事會、聯合會各支部坑夫組合最高幹部合議の結果通洞支部高橋長太郎氏を選定す）
▽註 此會計係は、一切の運動の例外に立ち、運動の解決まで検束、拘引等を受くることなからしめ、以て會計の正確を期せんとしたる者にて、運動方法として注目に値す。
- 八、會計係給料及會計報告の件（給料は一日一圓八十錢となし、會計報告は十日目毎に精細なる報告を各支部に發し、一般會員に告知することに決す）
- 九、運動本部支出豫算（一ヶ月）編成の件（豫算書）可決

- 一、講演會大會等席料 三百圓△一、同上雜費 百五十圓△一、本部員旅費及接待費 百五十圓△一、上京委員費 百五十圓△一、實行委員休業手當 五十圓△一、消耗品費 百圓△一、日用雜費 五十圓△一、通信費 五十圓△一、會計係給料 五十四圓△一、豫備金 百圓
- 合計 一千一百五十四圓

- 十、要求條件提出期日決定の件（三月三十一日午前十時提出に決定、實行委員は各支部より三名位宛を第一回交渉に出すことにし各支部に於ては全實行委員を五隊に分ち、二十八日迄に八名を運動本部に報告することに決定）
- 十一、交渉不調の場合に於ける本會の態度決定の件（第二回第三回と悠々交渉し遂に不調となりし場合は最後の手段として同盟罷業に決定、但し不調となるも直に罷工をなすものに非ず、相當の備率のため猶豫期間を設くるものとす）

當初より持久的戦法をとつて動すべからずとなせる、幹部の意嚮瞭々たるを見るべし。當日尾小屋鑛山の聯合會より來電あり、「フミミタ、フロントウアレ」と。

▽組合幹部の出馬

廿六日阿手支部より「要求貫徹を祈る」との激勵電報到る。同日、高梨、齋藤、可兒三名は小瀧支部に赴き、關家支部長と共に大道宣傳をなしつゝありしに、警官多數出動し宣傳禁止に努む、又夕張聯合會より「恨み重なる資本家を打て討て伐て」との激勵電報到る。此日警察との衝突は先づ町部及組合未加入労働者に對する寄附金勸誘問題を中心として開始されたり。通洞支部に於ける寄附金募集は